

**優良(秀)運転者の表彰申請を受付**

平成9年春の全国交通安全運動のときに実施する優良(秀)運転者表彰の申請を、次のとおり受け付けています。

- 申請期間 1月10日(金)まで
- 申請の要件
  - 交通安全協会の会員であること。
  - 反則行為による違反点数の3年間の合計点が3点以下。ただし、二輪(原付)のみの方は1点以下であること。

申請先 新津地区交通安全協会小須戸支部  
 問い合わせ 新津地区交通安全協会へ。  
 ☎ 24-7666

**税務署からのお知らせ**

所得税・相続税・贈与税等、国税に関しての相談所を、次のとおり開設しますので、お気軽におこしください。

日時 12月19日(木)  
 午前10時～午後3時  
 場所 新津商工会議所  
 新津市本町3-1-7

**郵便局からのお知らせ**

年賀状は12月24日(火)ころまでにお出しください

- 年賀状は年末押し詰まって差し出されると元旦に間に合わない場合があります。
- 年賀状お楽しみプレゼント 12月24日までに年賀状に応募券を添えて差出された方の中から抽選で賞品(りんご)をプレゼントします。

**除雪作業の協力について**

今年も雪の降る季節となりました。みんなで協力し合い、秩序ある効率的な雪処理を行いましょう。

**みなさんにお願**

- 除雪作業での出入口がふさがれる場合もありますが各戸で手直しをお願いします。
- 危険ですので除雪車には近づかないように。特に子供には注意して下さい。
- 除雪路に自動車や駐車及び放置しないで下さい。
- 道路に雪を捨てる事は禁止です。

**家屋調査のお願い**

平成8年中の建築家屋について家屋調査を行っております。調査の対象は、住宅・その他を新・増・改築された家屋です。事前に案内をしてから各家庭にお伺いします。伺った際にはよろしくご協力お願いします。

**国民年金の保険料は社会保険料控除の対象となります**

所得税の年末調整が行われる時期になりました。国民年金の保険料は、社会保険料控除として、全額が課税対象から控除されることになっています。

控除の対象となるのは、平成八年一月から十二月までの一年間に納めたすべての保険料です。本人の保険料だけでなく家族の保険料も含まれますし、免除期間の追納保険料や、今年、納めたものであれば過去の未納保険

れています。沿道の樹木等が雪のため道路に垂れさがらないように、早目に枝切り等の処置をして下さい。

- 消雪パイプは2時間の運転休止時間帯が設けられています。午後二時から午後三時、午後四時から午後五時
- 道路と段差がある出入口に置かれていた鉄板や木材は除雪の障害となります。必ず撤去して下さい。

除雪の問い合わせはこちらへ。

- 国道及び県道 新津土木事務所 維持管理課(二四一七一)
- 町道 小須戸町役場建設課土木係(三八一三一・一内線46番)

**第三号被保険者の特別届出を忘れずに**

「第三号被保険者の届出」はお済みですか？ 厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている二十歳以上六十歳未満の配偶者は第三号被保険者として国民年金に加入しなければなりません。また、その保険料は、厚生年金や共済組合が制度全体で負担するので

料なども対象になります。平成八年の保険料は、表のとおりです。なお、納めた金額がわからないときは、役場住民係内線38番または、社会保険事務所へお問い合わせください。

**平成8年の保険料額**

定額保険料	
平成8年1月～3月 1か月	11,700円
平成8年4月～12月 1か月	12,300円
1年分の保険料	145,800円
定額保険料と付加保険料	
平成8年1月～3月 1か月	12,100円
平成8年4月～12月 1か月	12,700円
1年分の保険料	150,600円

**入札結果のお知らせ** (工事費500万円以上、消費税を除く)

工事名 (工事現場)	工事費	完了予定日	工事業者
東蔵小路線防雪施設(消雪パイプ)工事 (小須戸)	15,700千円	9.1.10	板井建設(株)
198-199路線公共下水道工事 (矢代田)	14,500	9.1.30	(株)名古屋組
大沢公園施設整備工事 (天ヶ沢新田)	15,700	9.3.25	板井建設(株)
林道室田西ヶ崎線改良に伴う水路改修工事 (矢代田)	7,400	9.3.15	豊田建設(株)
水路整備 (矢代田)	6,550	9.3.25	"
農道小須戸線舗装修繕工事 (小須戸)	6,100	9.1.1	板井建設(株)
ガス水道管布設替工事 (水田)	6,300	8.12.21	高井商会

**無料法律相談**

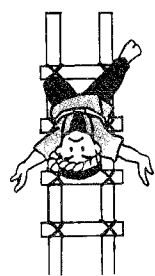
相談日 12月25日(木)  
 午前9時30分～12時まで  
 会場 役場 保健指導室(二階)  
 相談員 古川 兵衛 弁護士  
 申し込みは前日までに役場住民係へ電話(38-3111番内線37番)でお願います。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

**行政相談**

国、地方公共団体が行なう行政サービスについて皆さんの声を聞き、行政の運営改善等、相談に応じます。  
 相談日 12月12日(木)  
 午前9時～11時まで  
 会場 役場 保健指導室(二階)  
 相談員 伊藤 正人 行政相談員

**消防出初め式のお知らせ**

毎年恒例の消防出初め式が新年一月六日午前10時より行なわれます。無事故、無火災の祈願と消防車での町内パレードで火の用心を呼びかけ、その後小須戸橋上手において一斉放水を実施します。十二月六日より白根地区消防本部が新庁舎で業務を開始し、内部の通信機器等の整備をはかり、じん速な対応を行なっていきますのでよろしくお願い致します。白根地区消防本部 代表 TEL 025-372-0119



**「みち」に対するご意見、ありがとうございました。**

建設省の諮問機関である道路審議会に設けた「21世紀のみちを考える委員会」では、これからの道づくりにみなさんのご意見を取り入れるため今年の5月末から7月末にかけて、意見を募集したところ、全国の3万5千人の方から11万件を超えるご意見をお寄せいただきました。いただいたご意見を「ボイス・レポート」ととりまとめましたので、レポートを入手したい方、又は閲覧を希望する方は、次にお問い合わせ下さい。新潟県新津土木事務所 計画調整課 TEL 0250-24-7111 (内)283

**かしこく選んでおいしいごはん**

「新食糧法」のスタートにより米を購入するときの判断材料となる表示制度が変わりました。どこで(産地)、なにが(品種)、いつ(年産)、とれたかが一目でわかるように、全国统一した表示基準で示されます。原料玄米の使用割合の多い順に、全体の60%まで産地、品種、年産が記載され、それ以外はその他〇〇%と表示されます。又原料玄米が多岐にわたる場合は「ブレンド米」と表示できることになりました。国の検査を受けない原料玄米が使用されているときは、「未検査米」と表示し、その使用割合も記載されます。



※ 表示の内容をチェック 表示と中身が一致している袋には「認証マーク」(一定規模以上の精米工場で精米されたもの)や「確認マーク」(小規模の精米工場から精米されたもの)が付けられます。

※ 米は信頼のおける「標識」のある店で 県知事の登録を受けた小売業者は「知事登録小売業者の標識」を掲示することになっています。



問い合わせ 新潟食糧事務所 新津支所 ☎ 0250-22-3611